

経済的産出量および金融市場の発展に影響を与える 歴史的初期条件としての植民地

桐蔭横浜大学法学部非常勤講師
富田 洋介

本稿では各国を 1914 年以降より前に独立していた国を独立国とし、1914 年以降に独立した国を植民地として分類し、1 人当たりの GDP および金融市場の発展が独立国と植民地の間で異なるのかを調査したものである。まず、各国における法の起源をイギリス法起源、フランス法起源、ドイツ法起源、スキャンディナヴィア法起源の 4 種類に分類し、さらに各法の起源ごとに独立国と植民地に分類する。その分類に基づいて 1 人当たりの GDP および金融市場の発展の程度が独立国と植民地という要因で差が生じるのかを検定したところ、如何なる法の起源であっても独立国の方が高いことが示された。また、本稿の推計結果によれば、1 人当たりの GDP および金融市場の発展の程度は独立国の方が高い。

本稿の第 1 節において、法の継受について議論し、植民地政策などで行われる強制的継受は既存の制度に受け入れられにくく失敗しやすい傾向にあるということを確認する。このような法の継受の議論から、独立国と植民地では独立国の経済的産出量および金融市場の発展の程度が高いという仮説を導き出す。第 2 節において、前節で説明された仮説を検証するために、まず各国を法の起源ごとに分類し、さらに独立国と過去に植民地であった国に分類し平均的な統計を概観する。その独立国と植民地の経済的産出量や金融市場の発展について差の検定を用いて検証する。第 3 節では、3 つの回帰式を用いて経済的産出量および金融市場の発展に独立国と植民地の間に相違があることを推計する。データはパネルデータであり変動効果モデルによって推計される。第 4 節において、本稿の問題点とインプリケーションを示す。

本稿の問題点として、このようにただ単純に独立国か植民地であったかによって分類するだけでは法の起源の継受における成否を一概に説明できない部分もある。ただし、本稿の推計によって独立国は植民地と比較して高い経済的産出量や金融市場の発展に関連付けられることを示したことは意義のあることであると考えられる。つまり、平均的に見て植民地における法の継受は失敗しやすい傾向にあるということである。その結果が、1 人当たりの GDP で計測した経済的産出量や金融市場の発展に関連しているのである。

本稿の今後の課題として、植民地における法の継受が成功するパターン、もしくは独立国であっても法の継受が失敗する具体的な要因を探ることにあると考えられる。